

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会
会長 中山 泰男

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく
緊急事態措置期間中における事業継続について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきましては、警察庁生活安全局生活安全企画課長から、別添文書のとおり要請がございました。

新型コロナウイルス感染症対策本部決定の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 7 日改正））において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活・国民経済安定のため、事業の継続を図ることが掲げられており、「セキュリティ関係」として位置づけられた警備業も社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供するものとされております。

つきましては、業務ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、管内各加盟員に対し、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹 白

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 9 日

一般社団法人全国警備業協会

会長 中山 泰男 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置期間中
における事業継続について

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、政府対策本部長から緊急事態宣言がなされました。

新型コロナウイルス感染症対策本部決定の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正））において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活・国民経済安定のため、事業の継続を図ることが掲げられており、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請することとされております。

つきましては、貴団体及びその構成員におかれましても、企業活動・治安の維持に必要な警備業務について、最低限の事業を継続していただくようお願いします。